

「鈴鹿市まちづくり活動補償制度」

Q & A集



鈴鹿市

令和5年4月

1. 制度の概要

Q：1-1 「公益的な活動」とはどのようなことですか。

A： 「公益的な活動」というのは、鈴鹿市および鈴鹿市民に有益であることをいい、地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会教育活動、生涯学習活動等などの活動をいいます。

Q：1-2 サークル活動でも公益性が認められれば、この補償制度の対象になるのですか。

A： まちづくり活動補償制度の対象になるためには、次の4つが必要です。この4つ全てに当てはまった上で、まちづくり活動と認められるものはサークル活動も対象になる場合があります。

- ① 市内に活動拠点を置く、自主的に組織された団体が行う活動であること。
- ② 無報酬で行っていること。
(交通費の実費支給または交通費相当額の謝礼金等は無報酬とみなす)
- ③ 公益的な活動であること。
- ④ 活動が計画的、継続的に行われていること。

Q：1-3 「参加者」とはどういった人を指しますか。

A： 「参加者」というのは、報酬を得ずにまちづくり活動に直接携わる人を指します。来場者、観覧者及びまちづくり活動によって生じる結果を単に受益する者（サロンの利用者、講座の受講者等）は該当しません。

2. まちづくり活動の定義と補償制度の対象となる活動の範囲

Q：2-1 「無報酬で行っていること」とありますが、営利を目的にはしていないけれど、報酬が支払われるボランティアは対象となりますか。

A：交通費や食事代の実費相当分を支払う程度であれば対象になります。

Q：2-2 団体の活動の一環として市外で活動する場合、ケガなどをした時は、この補償制度が適用されますか。

A：活動の拠点が鈴鹿市で、その活動の内容が補償制度の趣旨にあっていれば、事故発生場所が鈴鹿市外（日本国内に限る）であっても適用されます。

Q：2-3 自治会主催で行う運動会や球技大会等については、この補償制度が適用されますか。

A：自治会主催の運動会や球技大会は生涯学習活動等として、まちづくり活動補償制度の対象となります。しかし、個人が大会に出るために自主的に行っている練習は対象になりません。

Q：2-4 往復途上の事故については、この補償制度が適用されますか。

A：往復途上の事故は、通常の経路による「住居と活動場所の往復途上」であれば適用されます。「通常の経路」とは、住居と開催地の最短経路を基本的に考えます。途中、私用で立ち寄ったり、経路をはずれたりしたときは、その間またはその後の経路は「通常の経路」には該当しません。

Q：2-5 まちづくり活動団体がバスを借り上げて宿泊あるいは日帰りで研修旅行をした場合、研修先での事故は補償されるようですが、搭乗中の交通事故も補償されますか。

A：搭乗中の事故については、通常の経路による（住居と活動場所の往復途上）事故であれば、けがなどに適用される傷害補償が適用されます。

Q：2-6 自治会の一部や隣近所2～3軒程度のグループでも「まちづくり活動団体」とみなせるのですか。

A：規約のある団体であり、計画的な活動であることを確認できれば、人数は問いません。活動内容等で、補償対象となるのか判断します。

Q：2-7 自動車による事故の取り扱いはどうなりますか。

A：交通事故のケガなどは「傷害補償」の補償対象になります。しかし、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任事故はいかなる場合も対象になりません。

Q：2-8 公民館の敷地外での事故についても、補償制度は適用されるのですか。

A：公民館等の公共施設の敷地外であっても、事故発生時における活動が補償制度の趣旨にあっていれば適用されます。

Q：2-9 文科系サークル等の団体が主催する文化活動（展示会、発表会、コンサート、教室、講座）はこの補償制度の対象になりますか。

A：活動が営利目的ではなく、文化振興活動であれば対象となります。ただし、文化活動の講座受講者や観覧者等のサービスの受け手については対象外となります。

Q：2-10 消防団が行う火災時の消火活動中のケガは、公務災害扱いで補償されると思いますが、その後の地区住民による後片付け作業中のケガは、この補償制度が適用されるのですか。

A：後片付け作業中に限っては、自治会活動の一環とみなされますので適用されます。

Q：2-11 公民館におけるサークル活動はこの補償制度の対象になりますか。

A：公民館サークルの活動でも補償制度が対象になる場合があります。ただし、次の2点のどちらかを満たすことが条件になります。

- ① 補償制度の対象となる4つの条件を全て満たしている場合。
(詳しくはQ1-2をご参照ください。)
- ② 公民館の敷地内で行われている場合

Q：2-12 ボランティアで地域社会活動等の講師を招いた場合、往復途上の事故にも補償制度は適用されますか。

A：時間的・場所的に合理的な経路での事故であれば適用されます。ただし、該当講師に対して業務委託、またはそれに類する依頼方法にて、業務として依頼している場合については、対象外になります。

Q：2-13 代表者や関係者、参加者が市民であるか否かは関係がありますか。

A：基本的にはまちづくり活動補償ですので、市民で構成されている団体となりますが、団体の活動趣旨に賛同する市外の方が参加あるいは代表者であっても、鈴鹿市にとって公益的な活動であれば問題ありません。

Q：2-14 どのような場合に賠償責任事故補償の対象になり、傷害補償の対象になるのでしょうか。また、この制度の趣旨にあった活動であれば、事故によって賠償責任事故補償・傷害事故補償の両方の対象になることが可能なのでしょうか。

A：賠償責任事故補償は、事故の加害者が第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、その損害を補償するものです。補償の対象になるのは、治療費、通院交通費、休業損害、慰謝料、物品修理代などになります。これに対して、傷害事故補償とは、偶然な事故によって自身が負傷したり死亡したりした場合に一定の補償金を支払うものです。まちづくり活動の主催者に落ち度があり、そのことで活動中の参加者がケガをした場合には、賠償責任事故補償と傷害事故補償の両方が対象になり、賠償責任事故補償で支払う治療費とは別に入院（または通院）に対しての傷害補償金が支払われることになります。

Q：2-15 市内に拠点を置くNPO法人は、この補償制度の対象になりますか。

A：その団体の活動が公益的なものであり、無報酬であれば、法人・任意の団体に問わず、対象になります。（役員のみが報酬を得ている場合は、役員のみ対象外。）

Q：2-16 除草作業や道路清掃などの自治会活動に当日参加できないため、代替として別の日に個人で活動した場合はどうですか。

A：代替として特定された別の日に活動することを市または代表者が把握していれば、対象になる場合があります。

Q：2-17 ボランティアで、自動車に身体障がい者を乗せて自宅まで送り届ける間の事故について、次のような場合はこの補償制度の対象になりますか。

- ① 運転者（ボランティア）の過失で事故を起こし、物をこわしたり人にケガをさせたりした。
- ② 運転者（ボランティア）の過失で事故を起こし、同乗者にケガをさせた。
- ③ 運転者（ボランティア）の過失ではなく、他の自動車がぶつかってきて、運転者または同乗者がケガをしたり、自動車が壊されたりした。

A： ①対象になりません。

②対象になりません。

③運転者（ボランティア）のケガ → 対象になります。

同乗者のケガ・自動車の損害 → 対象になりません。

※同乗者が活動参加者であった場合は、②、③の同乗者のケガには適用します。

Q：2-18 P T Aが学校施設を利用して実施する活動は、この補償制度の対象になりますか。

A：活動の内容が、地域との交流や地域課題の解決につながるものであれば対象となる可能性があります。ただし、活動内容が学校活動に限定されるようなものは対象になりません。

Q：2-19 民生委員・保護司の活動は対象になりますか。

A：双方とも公務災害補償の対象となるため、対象にはなりません。

Q：2-20 自主防災組織で地震発生後に処理作業を行った際のケガなどは、補償制度の対象になりますか。

A：まちづくり活動とみなされますので対象となります。

Q：2-21 街頭募金などのボランティア活動中のケガは対象になりますか。

A：対象になります。

Q：2-22 まちづくり活動で高齢者に対して、配食サービスや、食事を出した場合、食中毒や〇-157への対応はどうなりますか。

A：まちづくり活動団体が製造または提供した飲食物に起因して集団食中毒（異物混入を含む。）等が発生したり、当該団体が法律上の賠償責任を負ったりした場合は、細菌性食中毒やウイルス性食中毒も賠償責任事故補償の範囲内で対応します。

配食サービスの利用者や会食会の参加者はサービスの受益者ですので傷害事故補償の適用はありません。

ただし、公民館活動における傷害補償では細菌性食中毒は補償されます。

Q：2-23 自治会・公民館運営委員会・市共催の市民運動会は、この補償制度の対象になりますか。

A：市は、全国市長会が運営する「市民総合賠償補償保険」に加入していますので、この保険が適用される場合はこれらの保険を優先し、まちづくり活動補償制度は適用されません。

Q：2-24 地区防災訓練等の会議や準備活動時の事故等でも補償制度は適用されますか。

A：活動の内容が補償制度の趣旨にあっていれば、会議や準備活動であっても適用されます。この場合、社会参加活動と認められるので適用されます。

Q：2-25 地区の子ども会活動などで、子どもの世話や指導監督をする世話人も「指導者」として、この補償制度が適用されますか。

A：適用されます。

Q：2-26 託児ボランティアが子どもを預かっている時間中に、子ども同士の喧嘩によりケガをした場合、子どもは傷害補償の対象になりますか。また、事業を行う市民団体が託児ボランティアを雇用した場合、託児部分も活動の一部として補償制度の対象になりますか。

A：この場合、子どもは活動の参加者ではなく活動のサービスの受け手となるため、傷害補償の対象とはなりません。なお、事故発生についてボランティアが法律上の賠償責任を負う場合は、賠償補償の対象となります。託児ボランティアを雇用した場合は、活動団体との雇用関係が発生しますので、まちづくり活動にはあたらず、適用されません。ただし、市民団体が活動責任者として損害賠償請求された場合、市民団体自体の活動がまちづくり活動補償制度の趣旨にあっていれば、賠償補償は適用されます。

Q：2-27 炎天下での活動中、熱中症になった場合には、この補償制度は適用されますか。

A：熱中症（熱射病・日射病）は傷害補償での補償対象としています。ただし、炎天下や室内を問わず、十分に注意をしていただいたうえでの活動をお願いします。

Q：2-28 宗教が関連する活動は適用外となっていますが、神社等の宗教関連の敷地内で行われる、宗教に関係のない活動でも適用外となりますか。

A：神社等の宗教関連施設の敷地内であっても、宗教が全く関わらない活動に関しては、適用となります。

Q：2-29 まちづくり活動を行ったことでできた成果物によって、他人を怪我させてしまったり、他人のものを壊してしまった場合でも適用されますか。

A：何らかの設置物を設置するまちづくり活動であれば、設置に伴うまちづくり活動の最中の傷害事故及び賠償責任事故の補償適用は受けることができます。ただし、設置後の維持管理に伴う事故に関しては、適用外となります。

Q：2-30 まちづくり活動を行うための下見の最中や、活動後の片づけの最中に起こった事故に関しては、適用となりますか。

A：まちづくり活動に直接関係し、必要な下見及び後片付けについては適用となります。



3. 事務処理方法について

Q：3-1 事故報告はどのように行えばよろしいですか。

A：まずは、当該活動を所管する課へ電話などで第一報を入れていただきます。その後、事故発生日を含む14日以内に、団体の代表者から事故報告書を提出していただきます。

Q：3-2 補償金の支払はどのような流れになっていますか。

A：傷害事故補償の場合、補償金の請求者は実際にケガをした方であり、市は要綱に基づきケガをした方が指定する口座に補償金をお支払いします。なお、支払いについては、市または市が加入する損害保険会社のいずれかからの支払いとなります。

賠償責任事故補償の場合、請求者は市および市民団体の責任者等であり、市民団体または責任者等と被害者の間で、法律上の問題が解決した後、市民団体または責任者等が直接損害保険会社に請求し、損害保険会社からの支払となります。

Q：3-3 賠償補償に該当する事故の場合、事故現場や損害物件の写真などを撮らず、現場や損害物件の保全をしなかった場合は、補償金の支払いはどうなりますか。

A：正当な理由がない場合には、補償金の支払いが受けられない場合があります。（事故発生、損害認定ができないため）

Q：3-4 事故発生時、所管課へ第一報を入れずに、いきなり事故報告書が提出された場合、補償金は支払われますか。

A：事故報告書提出前の事故発生の速報がなかったからといって、補償金が支払われないものではありません。しかし、この補償制度の運用手順からいえば、事故発生の第一報は、補償制度が適用されるかどうかの判定を行うための判断材料として極めて重要な部分ですので、事故発生時は速やかに当該活動を所管する課へ連絡してください。

Q：3-5 賠償補償に該当する事故の場合、被害者・加害者の年齢等を把握する必要はありますか。

A：被害者・加害者とも住所・氏名・生年月日の把握が必要です。未成年者の場合は保護者「法定代理人」の氏名も確認する必要があります。また、実際の事務処理においては、事故発生時の第一報と事故報告書に記載された内容の整合性を確認しながら、事故の全体像を掌握することになります。

Q：3-6 賠償責任事故で相手方との交渉が必要な場合、その交渉も行ってもらえますか。

A：賠償交渉の代行はできません。加害者と被害者との当事者間で解決を図っていただきます。

賠償責任事故の場合、事前に市や保険会社の承認を得ない内容で示談した場合には補償金が支払われない場合がありますので、被害者との交渉内容については、市や保険会社に確認をとりながら進める必要があります。

保険会社からは事故の処理について相談にのることや示談金、賠償金の算定についてもアドバイス等の協力が得られます。

Q：3-7 賠償補償において示談書を取り交わす場合、誰がその事務にあたるのですか。また、過失割合は示談する場合、どうやって決めるのですか。

A：示談内容については、市や保険会社とも協議の上、適切と思われる内容をもって当事者間で手続きを行っていただきます。過失割合については、過去の判例等を基に妥当と考えられる額を提示し、双方が合意すれば成立します。

Q：3-8 損害状況を確認するための写真はデジタルカメラでもいいですか。

A：デジタルカメラでも結構です。

Q：3-9 まちづくり活動団体が補償制度適用の対象となるためには、あらかじめ登録されていないといけないのでしょうか。

A：まちづくり活動補償制度の適用を受けようとする団体の事前登録の必要はありません。ただし、個人ボランティアが補償の適用を受けるためには、事前の名簿登録が必要です。その場合、所管課は別途定める様式により必要事項を収集し、活動が行われる3日前（土日祝を除く）までに地域協働課へ報告してください。なお、名簿への記載事項は、以下のとおりです。
氏名・生年月日・住所・活動内容（活動目的、報酬の有無、所管課）

おことわり

鈴鹿市まちづくり活動補償は、まちづくり活動における全ての活動・事故を補償対象とするものではなく、

- 対象となる活動・事故
 - 対象とならない活動・事故
- があります。

また、本Q&Aにおいてもいくつか事例を挙げましたが、事故対応については、事故事案ごとに個別に審査をして補償適用の可否判断を行います。